女性活躍推進法に基づく情報公表

令和8年6月30日公表

区分	男女の賃金差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	74.1%
常勤職員	81.7%
非常勤職員	56.5%

対象期間：令7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃金：退職手当・通勤手当を除く全ての給与（賞与を含む）

うち 正規雇用労働者：4月～翌3月までの給与支給額合計

うち 非正規雇用労働者：5月～翌4月までの給与支給額合計

正規労働者：常勤職員、無期転換している非常勤職員、医員フルタイム

非正規労働者：再雇用職員、非常勤職員

※ 労働者は役員・休業者を除いている。

※ 短時間勤務の者については、労働時間を基に人員数を換算している。

※ 差異について補足説明

〇男女の同一労働による給与制度に差異はない。

〇男女の職種別の在職人数の違いにより差異が生じている。